

宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準

(令和4年度版)

宇治市において調達する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給、役務の提供について、契約者を決定するにあたっての入札・契約方法の採用基準、競争参加者を募集及び選定する基準、またそれぞれの基準を運用するにあたっての運用方法等を定めるものとする。なお、この基準に定めるほか、別途定める要綱、要領等によるものとする。

この基準は、標準的な調達を想定したものであり、これによりがたい場合や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び本基準の趣旨に反する場合、新しい入札・契約方式を採用する場合は、基準等を個別に判断し、当該案件を審議する業者選定委員会で決定するものとする。

1. 入札・契約の方式

宇治市において標準的に採用する入札・契約方式は次のとおりとする。なお、入札・契約制度の改革等により、新たな入札・契約方式を採用、試行することがある。

① 一般競争入札（条件付一般競争入札を含む）

原則として可能な限り参加資格に条件を設定せず、宇治市入札参加資格者名簿の登録者を対象として参加希望者の募集を行い、参加資格に合致する者は全て入札に参加を認める方式をいう。

条件付一般競争入札については、宇治市入札参加資格者名簿の登録者から参加希望者を募集するに際して、地域要件や履行能力について必要最小限の条件の設定を行い、参加資格に合致する者は全て入札に参加を認める方式をいう。

② 郵便入札

競争入札を郵便により実施する方式をいう。宇治市入札参加資格者名簿の登録者から参加希望者を募集し、参加希望者は郵便により入札書を送付する。事後審査型一般競争入札を適用する場合には、開札後入札参加資格要件を満たすかどうかの審査を行う。

③ 公募型指名競争入札（見積）

入札（見積）参加者を指名するにあたり、参加資格や選定基準を設定して参加希望者を募集し、参加希望者から履行実績等の資料の提出を求め、

審査を行い、審査において定めた基準以上の者を、入札（見積）に指名する方式をいう。

④ 簡易公募型指名競争入札（見積）

方式としては公募型指名競争入札（見積）と同じだが、募集期間の短縮や選定基準の設定を簡単にして行う簡易型の公募型指名競争入札をいう。

⑤ 総合評価方式

建設業者から、性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共工事の質を高めるため、設計及び施工方法等に関する提案を募集し、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込をさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式をいう。

⑥ 公募型プロポーザル

契約対象者の決定にあたって、入札（見積）方式が適さない場合に、当該契約の履行にあたっての考え方等の提案を求める者を募集し、提案者を決定する審査を行い、提案者として指名した者から提案を受け、提案内容を審査し、契約対象者を決定する方式をいう。

⑦ 指名型プロポーザル

契約対象者の決定にあたって、入札（見積）方式が適さない場合に、指名した者から当該契約の履行にあたっての考え方等の提案を求め、審査を行い、契約対象者を決定する方式をいう。

⑧ 指名競争入札（見積）

宇治市入札参加資格者名簿に登録のある者から当該契約を履行可能な者を指名し、入札（見積）を行う方式をいう。

2. 競争参加資格及び制限

競争参加者の選定にあたっては、原則として宇治市入札参加資格者名簿に登録のある者から行わなければならない。競争参加者を公募する場合も、原則として宇治市入札参加資格者名簿に登録のある事を条件とする。

ただし、登録者数がきわめて少数な場合等やむを得ない場合には、臨時登録制度等を利用する。

(1) 競争参加資格

競争参加者の募集、選定にあたっては、原則として宇治市入札参加資格者名簿に登録のある者から行うものとする。

宇治市入札参加資格者名簿へは、定期または随時に登録申請を行った者

のうち、審査の結果、資格があると認めた者を登録するものとする。

登録者数がきわめて少数な場合や宇治市が必要と認めた場合等やむを得ない場合には、臨時登録制度により宇治市入札参加資格者名簿へ登録することが出来る。

(2) 競争参加資格の制限

一般競争入札、公募型指名競争入札（見積）、指名競争入札（見積）を問わず、競争参加者の選定・指名等にあたっては、次の事項に該当する場合は競争参加を制限する。

- ① 宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格停止中の場合。
- ② 契約書に基づく関係者に関する措置請求に請負者が従わない等契約の履行が著しく不誠実である場合。
- ③ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により契約者の下請契約関係等が不適切であることが明確である場合。
- ④ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合。
- ⑤ 会社更生法による更生手続開始の申立等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合。ただし、更生手続の開始決定がなされた場合は制限対象としない。
- ⑥ 民事再生法による再生手続開始の申立等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合。ただし、再生手続の開始決定がなされた場合は制限対象としない。
- ⑦ 契約を履行するにあたり、安全管理等に関し労働基準監督署等から改善の指導等があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合。また、仕様書・設計図書類での指示、監督職員の指示に従わない状態が継続し、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合。
- ⑧ 賃金不払に関する厚生労働省等関係行政機関からの通報が宇治市長に対してある等、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合。
- ⑨ その他関係業法に違反し、関係行政機関等からの情報により契約の相手方として不適当であると認められる場合。

3. 競争参加者の募集及び選定の原則的基準

競争参加者の募集や選定、指名を行う場合は、原則として次に定める事項

に従い、判断する。

(1) 判断基準

- ① 競争参加者を募集及び選定する場合は、当該契約の適正な履行に必要な資格や条件等を判断し、類似の履行実績や保有する資格等、選定するに際しての基準を設定し、総合的に判断したうえで競争参加者を決定する。
- ② 公共事業の契約の相手方として、受注者には履行能力、技術水準だけでなく、また法令等の遵守にとどまらず、高い倫理性と信頼性を要請する。公共事業の契約の相手方として好ましくないと思われる場合は選定を回避する。

(2) 選定順位

宇治市入札参加資格者名簿に登録のある者の内、基準を満たす者を選出したのちの選定順位は次のとおりとする。

① 本社所在地による選定順位

競争参加者を選定するにあたっては、市内に本店を置く者（市内業者）、市外に本店を置く者（市外業者）とに区分し、市内業者から調達可能なものは、市内業者から選定することを基本とする。市内業者からの調達が困難な場合や不適當な場合、または市内業者だけでは競争環境が整わない場合には市外業者も含めて選定する。

② 市内業者の中での優先順位

成績評定等成果品の品質の優れた者や真摯な企業努力をしている者を優先して選定する場合がある。

③ 市内業者数の不足を補填する場合

市内業者数の不足を補填する場合には、次の優先順位（aを第1優先とし、以下b、c、dの順とする）により、総合的に判断して選定する。

- a. 市内の上位業者から選定する。
- b. 市内の下位業者から選定する。
- c. 異業種を希望している市内業者から選定する。
- d. 市外業者から選定する。

なお、市外業者で補填する場合には、市外業者の中での優先順位に従って、原則として、対象とする市内業者の最上位の者より履行能力の高い者から選定する。

④ 市外業者の中での優先順位

市外業者から選定する場合には、規模、過去の成績等実績を考慮し履行可能な業者を選定する。

営業拠点の所在地による優先順位（aを第1優先とし、以下b、c、dの順とする）は次のとおりとする。

- a. 市内に営業拠点である支店、営業所等を置く者
- b. 京都府内に営業拠点である本店・支店・営業所等を置く者
- c. 大阪府・滋賀県等近隣府県に営業拠点である本店・支店・営業所等を置く者
- d. それ以外の者

⑤ 公募型による場合

公募型指名競争入札（見積）等を行う場合の選定順位は、参加申込書及び提出資料による資格審査の結果の上位から順番に選定するものとする。なお、選定者数は各案件ごとの資格審査の審査会において決定する。

(3) 協同組合等の取扱い

市内に組合事務所がある協同組合については次のとおり取り扱う。

- ① 3分の2以上の組合員が市内に本店を置き、かつ全ての組合員が宇治市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、当該協同組合を市内業者として取り扱う。
- ② 一部の組合員が市内に本店を置き、かつ全ての組合員が宇治市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、当該協同組合を市内に支店、営業所等を置く業者として取り扱う。
- ③ 上記①、②以外は、当該協同組合を市外業者として取り扱う。

4. 建設工事の運用基準及び発注基準

建設工事については、条件付一般競争入札を導入し、併せて公募型（簡易公募型を含む。）指名競争入札（見積）を採用するものとする。選定する基準は次に定める事項に基づき設定する。

郵便入札を実施する場合は、各業種毎の発注基準、発注金額にかかわらず、発注案件毎に定めるものとする。

(1) 競争参加者の募集及び選定の基準

- ① 技術的適性・工事实績等
 - a. 当該工事の施工に必要な建設業法に基づく許可を得ていること。
 - b. 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。
 - c. 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
 - d. 地形・地質的自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績があること。

e. 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

② 手持ち工事の状況

a. 工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があること。

③ 工事成績評定等

a. 宇治市発注工事の工事成績評定の結果によって、競争参加機会を調整することがある。

④ 社会保険等の加入

a. 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入業者であること。

(2) 運用にあたっての留意点

① 一般競争入札については、次の基準により1件ごとの条件を設定する。

a. 当該工事に係る技術的難易度が高い場合又は当該工事の大半に特殊な技術が必要である場合は、予定価格にかかわらず、地域要件を付さないで、単体企業による競争又は単体企業によるジョイントベンチャー方式による競争を前提とする。

b. 当該工事に係る技術的難易度がやや高い場合は、予定価格にかかわらず、府内本店単体企業による競争又は府内本店単体企業と市内本店単体企業とのジョイントベンチャー方式による競争又はこれらの混合方式による競争とすることを前提とする。

また、当該工事の予定価格が公募型指名競争入札の基準額を超えているが技術的難易度が普通である場合は、市内本店単体企業による競争又は市内本店単体企業によるジョイントベンチャー方式又はこれらの混合方式による競争とする場合がある。

c. a～bのうち、単体企業又は構成員を代表する者は、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとしての施工実績があり、かつ当該工事と同種の工事の施工実績を有するものとし、工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たす者であることとする。

また、ジョイントベンチャー方式による場合の構成員の組み合わせは、単体企業2～3社とし、工事ごとに定める。

② 条件付一般競争入札および、公募型指名競争入札（見積）については、次に基づいて条件を設定する。

- a. 市内本店業者で特定建設業許可を有し、発注する案件についての同種・類似工事の実績があること。
- b. 必要がある場合は技術条件を付与する。

③ 指名競争入札（見積）、簡易公募型指名競争入札（見積）については、原則として市内に本店を有する者を対象とし、登録業者の最希望に基づき1業者1業種に限り参加することができる。

ただし、競争環境が不足する等の場合は、市内に本店を有する者を対象とし、登録業者の希望に基づいた業種に参加することができる。

また、一般競争入札及び公募型指名競争入札については、この原則（登録業者の最希望に基づき1業者1業種に限り参加することができる。）を適用せず、発注する案件ごとに基準を設定する。

* なお、最希望業種の変更は、当該年度の「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」を公表した日から別に定める日までに届出のあった場合に必要な条件を満たしていることを前提として認めることとする。

④ 工事内容によっては、市内業者を選定する場合に限り、基準額以上の工事についても下位業者で特定建設業の許可を有する等同種工事の実績のあるものを選定することがある。また、上位業者を基準額以下の工事に選定することがある。

⑤ 6千万円以上の工事に対応する経審点数を有するにもかかわらず特定建設業資格のない場合で、参加する発注区分帯がない場合は当該発注区分帯の一つ下位・二つ下位まで、また、一つの発注区分帯に限定される場合は、当該発注区分帯の一つ下位の区分帯に参加できる。

⑥ 建設業法その他法令等により有資格業者による施工が義務付けられている場合は、有資格業者から選定する。また、有資格技術者の配置が義務付けられている場合は、次に規定する有資格技術者の配置が可能な者を選定する。

- a. 請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事については、主任（監理）技術者を専任で配置しなければならない。
- b. 予定価格が1件6,000万円以上の工事又は請負金額にかかわらず

ず下請負金額の総額が4,500万円（建築一式工事である場合は7,000万円）以上の工事については、当該工事の種類に係る特定建設業許可を有し、なおかつ監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。以下同じ。）を専任で配置しなければならない。ただし、各案件ごとの実施要領等で監理技術者の配置を条件としている場合は、それらにかかわらず監理技術者を配置しなければならない。

- ⑦ 新規登録業者及び本店所在地の変更による新規参入業者に対しては、登録日又は変更日から5年間を宇治市発注公共工事の習熟期間とし、次のとおり競争参加の制限を行う。

市内に本店を有し新規に参加資格の登録を行った者、又は市外業者として登録していた者が市内に本店を移した場合は、各種別ごとに定める少額工事についてのみ参加することができる。

ただし、再登録の場合で、過去3年以内に終期があり、5年間以上の登録の事実が確認される場合は、新規登録として取扱いをしないこととする。

また、その5年間は基本的に登録日から継続するものとするが、止むを得ない事情で一旦登録が途切れた場合においても、1年以内に再度登録をすれば、始めに登録した期間を通算し登録期間と扱うこととする。

- ⑧ 発注する工事の建設業許可区分等に留意し、法令等の趣旨に沿って業者を選定又は条件の設定を行う。
- ⑨ 資本関係又は人的関係のある工事業者は、同一入札に参加することができない。

(3) 工事種別区分

◎はその分野での単体発注に参加ができる。

希望工事種別	工事の内容	建設工事（許可）の種類
一般土木工事	◇土木一式工事及び土木に関する 工事で他の工事種別に属する工 事以外のもの	土木一式工事 (土) ◎とび・土工・コンクリート工事 (と) ◎石工事 (石) ◎タイル・れんが・ブロック工事 (タ)
水道施設工事	◇配水管の移設・布設工事 上水道、工業用水道等のため の取水、浄水、配水等の施設 を築造する工事又は公共下水 道若しくは流域下水道の処理 設備を設置する工事	水道施設工事 (水)
建築工事	◇建築一式工事及び建築に関する 工事で他の工事種別に属する工 事以外のもの（サッシュ、鉄筋 等工事を含む） ◇耐火建築以外の建築工事	建築一式工事 (建) ◎大工工事 (大) ◎左官工事 (左) ◎とび・土工・コンクリート工事 (と) ◎石工事 (石) ◎屋根工事 (屋) ◎タイル・れんが・ブロック工事 (タ) ◎鋼構造物工事 (鋼) ◎内装仕上工事 (内) ◎建具工事 (具) ◎清掃施設工事 (清)
電気工事	◇道路・河川・公園等の照明設備、 配電設備、共同溝付帯設備及び 電気応用施設等の工事及び建築 物の電灯、コンセント、動力、 受変電自家発電、拡声、表示、 電話、避雷等の電気設備工事 (街灯等の構内設備を含む) ◇受変電設備、発電設備、その他 電源設備の工事 ◇通信設備工事、監視制御、情報通 信設備、防災・情報表示設備有線 通信線路（情報管路等を含む）及 び通信用鉄塔・反射板等の工事	電気工事 (電) ◎電気通信工事 (通) ◎鋼構造物工事 (鋼)

*尚、一つの希望工事種別の中で、複数の建設工事（許可）の種類を有する者は、経審点数の高い種類での工事費区分にのみ参加できるものとする。

希望工事種別	工事の内容	建設工事（許可）の種類
管工事	◇冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	管工事 (管) ◎熱絶縁工事 (絶) ◎消防施設工事 (消)
交通安全施設等工事	◇道路標識等の設置工事、区画線等塗装工事	◎とび・土工・コンクリート工事 (と) ◎塗装工事 (塗)
舗装工事	◇セメント・コンクリートを用いて行う道路等の舗装工事(上下層路盤工事を含む。) ◇アスファルト材を用いて行う道路等の舗装工事(上下層路盤工事を含む。)	ほ装工事 (ほ)
塗装工事	◇建物塗装、橋梁塗装、水門扉塗装 その他一般塗装工事	塗装工事 (塗)
造園工事	◇植栽工事、公園・庭園・緑地等の造園工事	造園工事 (園)
機械設備工事	◇水門設備、ポンプ設備、換気設備 ダム施工機械設備、昇降機設備、消・融雪設備及びその他機械設備の工事 で電気設備工事、暖冷房衛生設備工事及び通信設備工事に属する工事以外のもの	機械器具設置工事 (機) ◎鋼構造物工事 (鋼)
防水工事	◇建築物等の防水工事	防水工事 (防)
しゅんせつ工事	◇河川、港湾等の水底の掘削工事	しゅんせつ工事 (しゅ)
さく井工事	◇取水を目的とした井戸の掘削及びボーリング等の工事	さく井工事 (井)
解体工事	◇工作物の解体を行う工事	解体工事 (解)

(4) 工事種別ごとの発注基準

① 一般土木工事

- a. 各工事費の区分に対応した経営事項審査結果通知書の総合評点（又は総合評定値）の点数設定及び競争方式の基準は、次のとおりとする。
- b. 困難工事やシールド工法等特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、公募型指名競争入札や指名競争入札により施工実績を有する業者を募集又は選定・指名する。

工 事 費 区 分	経審点数等	競争方式
概ね 10 億円を超える場合	案件ごとに設定 特定建設業	一般競争入札
概ね 5 億円を超え 概ね 10 億円未満の場合	府内本店・支店・営業所 又は 市内本店業者を含む J V 特定建設業	< 地域要件以外の 条件は案件ごと に設定する >
概ね 3 億円を超え 概ね 5 億円未満の場合	市内本店業者を含む J V 特定建設業	
概ね 1 億円を超え 概ね 3 億円未満の場合	870 以上 特定建設業	条件付 一般競争入札 (公募型 指名競争入札)
8,000万円から 概ね 1 億円未満の場合	820 以上 特定建設業	
6,000万円から 8,000万円未満の場合	800 以上 特定建設業	
4,000万円から 6,000万円未満の場合	710 ~ 869 (870以上の一般建設業含む)	簡易公募型 指名競争入札
2,000万円から 4,000万円未満の場合	690 ~ 799 (800以上の一般建設業含む)	
1,500万円から 2,000万円未満の場合	630 ~ 709	
1,000万円から 1,500万円未満の場合	600 ~ 689	
600万円から 1,000万円未満の場合	500 ~ 629	
300万円から 600万円未満の場合	599 以下	
130万円から 300万円未満の場合	599 以下	
50万円から 130万円未満の場合	+ 新規	簡易公募型指名 競争入札 (見積)

② 建築工事

- a. 各工事費の区分に対応した経営事項審査結果通知書の総合評点（又は総合評定値）の点数設定及び競争方式の基準は、次のとおりとする。
- b. 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、公募型指名競争入札や指名競争入札により施工実績を有する業者を募集又は選定・指名する。

工 事 費 区 分	経審点数等	競争方式
概ね10億円を超える場合	案件ごとに設定 特定建設業	一般競争入札
概ね 3億円を超え 概ね10億円未満の場合	850以上 特定建設業	条件付 一般競争入札 (公募型 指名競争入札)
概ね 1億円を超え 概ね 3億円未満の場合	800以上 特定建設業	
6,000万円から 概ね 1億円未満の場合	700以上 特定建設業	
3,000万円から 6,000万円未満の場合	700以上	
750万円から 3,000万円未満の場合	500以上	簡易公募型 指名競争入札
300万円から 750万円未満の場合	699以下	
130万円から 300万円未満の場合	699以下	
50万円から 130万円未満の場合	+	簡易公募型指名 競争入札（見積）
	新規	

③ 電気工事

- a. 各工事費の区分に対応した経営事項審査結果通知書の総合評点（又は総合評定値）の点数設定及び競争方式の基準は、次のとおりとする。
- b. 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、公募型指名競争入札や指名競争入札により施工実績を有する業者を募集又は選定・指名する。
- c. 通信設備工事については、許可区分上「電気通信工事」又は「電気工事+電気通信工事」の資格を持ち、必要な実績を有する者を対象とする。

工 事 費 区 分	経審点数等	競争方式
概ね1億5,000万円を超える場合	案件ごとに設定 特定建設業	一般競争入札
6,000万円から 概ね1億5,000万円未満の場合	750以上 特定建設業	条件付 一般競争入札 (公募型 指名競争入札)
3,000万円から 6,000万円未満の場合	750以上	簡易公募型 指名競争入札
750万円から 3,000万円未満の場合	550以上	
300万円から 750万円未満の場合	749以下	
130万円から 300万円未満の場合	749以下 +	
50万円から 130万円未満の場合	新規	簡易公募型指名 競争入札（見積）

④ 水道施設工事

- a. 主な工事は、水道部発注の配水管布設・移設工事になる。「水道施設工事」の資格を持ち「水道施設工事」又は「管工事」を最希望する者を対象とする。
- b. 6,000万円以上の工事については、「水道施設工事」の資格を持ち、必要な実績を有する者を対象として選定する。
- c. 各工事費の区分に対応した経営事項審査結果通知書の総合評点（又は総合評定値）の点数設定及び競争方式の基準は、次のとおりとする。
- d. 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、公募型指名競争入札や指名競争入札により施工実績を有する業者を募集又は選定・指名する。

工 事 費 区 分	経審点数等	競争方式
概ね3億円を超える場合	案件ごとに設定 特定建設業	一般競争入札
概ね1億円を超え 概ね3億円未満の場合	750以上 特定建設業	条件付 一般競争入札 (公募型 指名競争入札)
6,000万円から 概ね1億円未満の場合	700以上 特定建設業	
3,000万円から 6,000万円未満の場合	700以上	簡易公募型 指名競争入札
1,000万円から 3,000万円未満の場合	500以上	
300万円から 1,000万円未満の場合	699以下	
130万円から 300万円未満の場合	699以下 + 新規	
50万円から 130万円未満の場合		簡易公募型指名 競争入札（見積）

⑤ 管工事

- a. 主な工事は、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事になる。「管工事」の資格を持ち「管工事」又は「水道施設工事」を最希望する者を対象とする。
- b. 各工事費の区分に対応した経営事項審査結果通知書の総合評点（又は総合評定値）の点数設定及び競争方式の基準は、次のとおりとする。
- c. 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、公募型指名競争入札や指名競争入札により施工実績を有する業者を募集又は選定・指名する。

工 事 費 区 分	経審点数等	競争方式
概ね3億円を超える場合	案件ごとに設定 特定建設業	一般競争入札
概ね1億円を超え 概ね3億円未満の場合	750以上 特定建設業	条件付 一般競争入札 (公募型 指名競争入札)
6,000万円から 概ね1億円未満の場合	730以上 特定建設業	
3,000万円から 6,000万円未満の場合	730以上	簡易公募型 指名競争入札
1,000万円から 3,000万円未満の場合	500以上	
300万円から 1,000万円未満の場合	729以下	
130万円から 300万円未満の場合	729以下	
50万円から 130万円未満の場合	+ 新規	簡易公募型指名 競争入札（見積）

⑥ 舗装工事

- a. 各工事費の区分に対応した経営事項審査結果通知書の総合評点（又は総合評定値）の点数設定及び競争方式の基準は、次のとおりとする。
- b. 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、公募型指名競争入札や指名競争入札により施工実績を有する業者を募集又は選定・指名する。

工 事 費 区 分	経審点数等	競争方式
概ね1億5,000万円を超える場合	案件ごとに設定 特定建設業	一般競争入札
6,000万円から 概ね1億5,000万円未満の場合	700以上 特定建設業	条件付 一般競争入札 (公募型 指名競争入札)
3,000万円から 6,000万円未満の場合	700以上	簡易公募型 指名競争入札
750万円から 3,000万円未満の場合	500以上	
300万円から 750万円未満の場合	699以下	
130万円から 300万円未満の場合	699以下	
50万円から 130万円未満の場合	699以下 + 新規	

⑦ 塗装工事

- a. 工事種別の「塗装工事」を希望又は最希望とする業者から選定する。
- b. 各工事費の区分に対応した経営事項審査結果通知書の総合評点（又は総合評定値）の点数設定及び競争方式の基準は、次のとおりとする。
- c. 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、公募型指名競争入札や指名競争入札により施工実績を有する業者を募集又は選定・指名する。

工 事 費 区 分	経審点数等	競争方式
概ね1億5,000万円を超える場合	案件ごとに設定 特定建設業	一般競争入札
6,000万円から 概ね1億5,000万円未満の場合		条件付 一般競争入札 (公募型 指名競争入札)
300万円から 6,000万円未満の場合	新規登録 者を除く	簡易公募型 指名競争入札
130万円から 300万円未満の場合	新規登録 者を含む	
50万円から 130万円未満の場合		

⑧ 造園工事

- a. 各工事費の区分に対応した経営事項審査結果通知書の総合評点（又は総合評定値）の点数設定及び競争方式の基準は、次のとおりとする。
- b. 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、公募型指名競争入札や指名競争入札により施工実績を有する業者を募集又は選定・指名する。

工 事 費 区 分	経審点数等	競争方式
概ね1億5,000万円を超える場合	案件ごとに設定 特定建設業	一般競争入札
6,000万円から 概ね1億5,000万円未満の場合		条件付 一般競争入札 (公募型 指名競争入札)
300万円から 6,000万円未満の場合	新規登録 者を除く	簡易公募型 指名競争入札
130万円から 300万円未満の場合	新規登録 者を含む	
50万円から 130万円未満の場合		

⑨ 解体工事

- a. 工事種別の「解体工事」を希望又は最希望とする業者から選定する。
- b. 各工事費の区分に対応した経営事項審査結果通知書の総合評点（又は総合評定値）の点数設定及び競争方式の基準は、次のとおりとする。
- c. 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、公募型指名競争入札や指名競争入札により施工実績を有する業者を募集又は選定・指名する。

工 事 費 区 分	経審点数等	競争方式
概ね1億5,000万円を超える場合	案件ごとに設定 特定建設業	一般競争入札
6,000万円から 概ね1億5,000万円未満の場合	700以上 特定建設業	条件付 一般競争入札 (公募型 指名競争入札)
1,000万円から 6,000万円未満の場合	650以上	簡易公募型 指名競争入札
300万円から 1,000万円未満の場合	649以下	
130万円から 300万円未満の場合	649以下 +	
50万円から 130万円未満の場合	新規登録	簡易公募型指名 競争入札（見積）

⑩ その他専門工事（①から⑨までに定める以外の工事）

- a. 発注する工事に対応した建設業許可を有する者を対象とする。
- b. 原則として、発注する工事の建設業許可に対応する工事種別を最希望とする者を対象とし、登録業者数及び工事費の額等により、案件ごとに条件を設定する。
- c. 競争方式は、可能な限り公募型（簡易公募型を含む。）指名競争入札とする。
- d. 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、公募型指名競争入札や指名競争入札により施工実績を有する業者を募集又は選定・指名する。

5. 測量・建設コンサルタント等業務の運用基準及び発注基準

(1) 競争参加者の募集及び選定の基準

① 資格等

- a. 原則として、発注する当該業務に該当する許可、登録（建設コンサルタント登録の場合は部門登録。）をしていること。
- b. 当該業務と同種業務について相当の実績があること。
- c. 当該業務の履行に必要な業務管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の業務の履行実績があること。
- d. 地形・地質的自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同程度と認められる条件下での履行実績があること。
- e. 発注予定業務種別に応じ、当該業務を履行するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

② 手持ち業務の状況

- a. 業務の手持ち状況からみて当該業務を履行する能力があること。

③ 履行成績等

- a. コンサル業務の重要性に鑑み、履行成績を最も重要な要素として運用する。

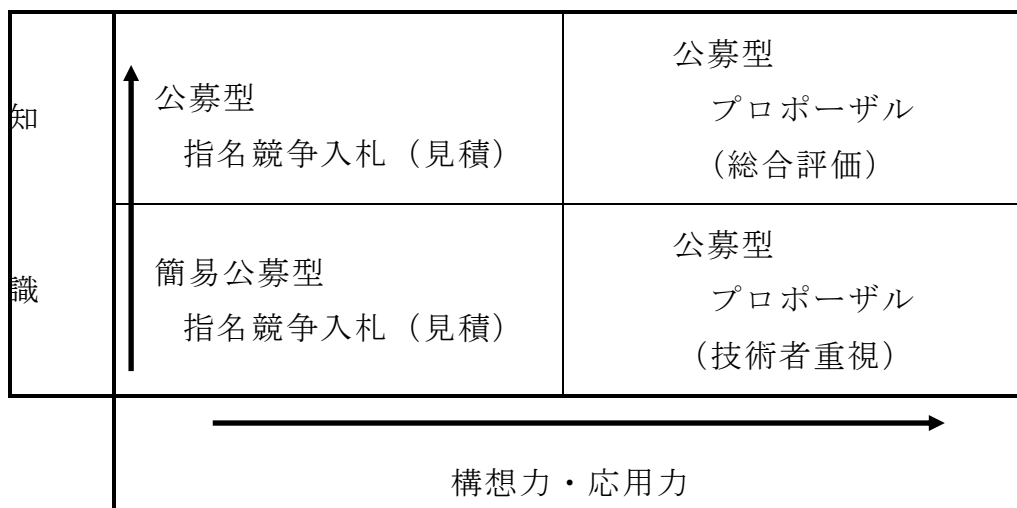
(2) 採用する入札・契約方式

① 原則として公募型（簡易公募型を含む。）指名競争入札とし、当該業務の難易度に応じて、参加資格及び条件を設定する。

郵便入札を実施する場合は、各業種毎の発注基準、発注金額にかかわらず、発注案件毎に定めるものとする。

② コンサルタント業務の場合、特に優秀な技術者の配置が成果品の品質に影響するので、これの確保が可能となる業務執行体制提案型等の入札・契約の方式を検討、実施する。

- ③ 当該業務について難易度が高いと判断した場合は、公募型プロポーザルを積極的に採用する。
- ④ 当該業務が建築基本設計や考え方等を重要視する案件の場合は、公募型プロポーザルを積極的に採用する。
- ⑤ 修正・変更設計や実質的に継続状態にある設計の場合は、競争参加業者数の基準に関係なく、実績業者を中心とした指名競争入札又は特命随意契約を行うことがある。



(3) 運用にあたっての留意点

- ① 測量・建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務ごとに、建設コンサルタント登録規程等により、原則として部門登録している業者から選定する。
- ② ランク等は付さないが、事業費及び履行能力等に対応して選定条件を設定する。
- ③ 指名競争入札では、宇治市入札参加資格者名簿に登録されている最希望の種別及び資格審査の結果、実績が多く確認できたもう1種別に限って選定する。
- ④ 公募型指名競争入札及び公募型プロポーザルにおいて指名業者を選定する基準は、配置予定の技術者の状況（資格・経験等）に主眼を置き、会社としての業務実績・規模等とし、案件ごとに定めることとする。
- ⑤ 簡易公募型指名競争入札において指名業者を選定する基準は、配置予定の技術者の状況に主眼を置き、案件毎に定めることとする。
- ⑥ 市内本店業者において履行可能な業務で、当該業務に対応する登録等を有する市内本店業者において競争環境を確保できる場合は、市内本店業者のみで競争を行うこととし、その場合は指名競争入札で行うこととする。

(4) 競争参加業者数の基準

① 指名競争入札に付す場合は、参加者を次の基準以上選定する。

- a. 1,000万円以上 7社以上
- b. 500万円から、1,000万円未満 5社以上
- c. 500万円未満 3社以上

(5) 業種ごとの発注基準

① 測量

- a. 測量法に基づく測量業者であることを条件とする。
- b. 原則として、市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿において測量を希望する者を対象とした簡易公募型指名競争入札とする。
- c. 予算額が300万円以上である場合は、相当の実績を求めるものとする。
- d. 航空測量等、専門的技術を要する場合は、原則として、当該種別を希望する者を対象とする簡易公募型指名競争入札とする。

② 建築設計

- a. 一級建築士事務所から選定する。
- b. 基本設計については、プロポーザル方式を積極的に採用する。
- c. 特殊な業務および難易度の高い業務は、予算額にかかわらず市外に本店を有する者も対象とした、公募型指名競争入札及び公募型プロポーザルを採用する。
- d. 予算額が概ね1000万円未満である場合は、原則として市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿において建築設計を希望する一級建築士事務所を対象とした簡易公募型指名競争入札とする。
- e. 予算額が概ね2000万円未満の場合は、地域要件を付さず簡易公募型指名競争入札とする。ただし、簡易な業務を除く。
- f. 予算額が概ね2000万円を超える場合は、原則として地域要件を付さず公募型指名競争入札とする。ただし、難易度の高い業務の場合は、公募型プロポーザルを採用する。

③ 土木設計

- a. 発注する業務に対応した部門の設計コンサルタント登録を有する者を対象とする。ただし、予算額が概ね500万円未満であり、かつ簡易な業務については、該当部門にかかわらず建設コンサルタント登録のある市内業者を選定することがある。
- b. 原則として公募型（簡易公募型を含む。）指名競争入札を採用する。
- c. 基本設計及び難易度が高いと判断した業務の場合は公募型プロポー

ザルを採用する。

- d. 特殊な設計等で、指名競争入札を採用することが妥当と判断した場合は、宇治市（宇治市水道部を含む。）との契約実績のある業者から選定する場合がある。

ア) 道路及び河川に関する設計業務

- a. 予算額が概ね500万円未満の業務については、京都府内に本店を有する者、及び土木関係建設コンサルタント登録を有し市内に本店を有する者を対象とした簡易公募型指名競争入札とする。なお、同予算内であつ簡易な業務については、土木関係建設コンサルタント登録を有し、市内に本店を有するものを対象とした簡易公募型指名競争入札とすることがある。

ただし、市内に本店を有する者については、発注する業務が対応する部門と、登録を有する部門との類似性を考慮のうえ、選定することとする。

- b. 予算額が概ね1000万円未満の業務については、京都府内に本店を有する者を対象とした簡易公募型指名競争入札とする。
- c. 予算額が概ね2000万円未満の業務については、京都府内に本店・支店・営業所を有する者を対象とした簡易公募型指名競争入札とする。
- d. 予算額が概ね2000万円を超える業務については、地域要件を付さず公募型指名競争入札とする。

イ) 上水道に関する設計業務

- a. 予算額が概ね1000万円未満の業務については、京都府内に本店・支店・営業所を有する者を対象とした簡易公募型指名競争入札とする。
- b. 予算額が概ね2000万円未満の業務については、地域要件を付さず簡易公募型指名競争入札とする。
- c. 予算額が概ね2000万円を超える業務については、地域要件を付さず公募型指名競争入札とする。

ウ) 下水道に関する設計業務

- a. 予算額が概ね500万円未満の業務については、市内に本店を有するものを対象とした簡易公募型指名競争入札とする。
- b. 予算額が概ね1000万円未満の業務については、京都府内に本店・支店・営業所を有する者を対象とした簡易公募型指名競争入札とする。

- c. 予算額が概ね2000万円未満の業務については、地域要件を付さず簡易公募型指名競争入札とする。
- d. 予算額が概ね2000万円を超える業務については、地域要件を付さず公募型指名競争入札とする。

エ) 上記以外の設計業務

- a. 予算額が概ね2000万円未満の業務については、簡易公募型指名競争入札とし、地域要件については、案件ごとに難易度に応じて設定する。
- b. 予算額が概ね2000万円を超える業務については、地域要件を付さず公募型指名競争入札とする。

④ 地質調査

- a. 地質調査業の登録を有し、宇治市入札参加資格者名簿において地質調査を希望する者を対象とする。
- b. 原則として公募型（簡易公募型を含む。）指名競争入札を採用する。
- c. 水文調査等、地質調査業者で不適当な場合は、実績を有する者を対象とした指名競争入札を採用することがある。
- d. 予算額が概ね1000万円未満の業務については、京都府内に本店を有する者を対象とした簡易公募型指名競争入札とする。
- e. 予算額が概ね2000万円未満の業務については、京都府内に本店・支店・営業所を有する者を対象とした簡易公募型指名競争入札とする。
- f. 予算額が概ね2000万円を超える業務については、地域要件を付さず公募型指名競争入札とする。

⑤ 評価・鑑定・補償調査

- a. 発注する業務に応じ、一級建築士事務所・不動産鑑定事務所・補償コンサルタント登録業者・土地家屋調査士等から選定する。
- b. 原則として公募型（簡易公募型を含む。）指名競争入札を採用する。
- c. 業務の性質等により、指名競争入札を採用することが妥当と判断した場合は、宇治市（宇治市水道部を含む。）との契約実績のある業者から選定する場合がある。
- d. 予算額が概ね1000万円未満の業務については、京都府内に本店・支店・営業所を有する者を対象とした簡易公募型指名競争入札とする。
- e. 予算額が概ね2000万円未満の業務については、地域要件を付さず簡易公募型指名競争入札とする。

- f. 予算額が概ね2000万円を超える業務については、地域要件を付さず公募型指名競争入札とする。

6. 物品等の供給の運用基準及び発注基準

(1) 競争参加者の募集及び選定の基準

① 資格等

- a. 当該発注案件の履行にあたり、法令等により資格を有する者による執行が義務付けられている場合は、資格を有することを条件とする。
- b. 指名競争入札（見積）を行う場合は、当該発注案件に必要な有資格技術者が確保できると認められる者から選定する。
- c. 当該発注案件の履行にあたり、資格等が定められていない場合は、調達が可能であること、又は取扱実績があることを条件とする。

② 受注実績等

- a. 安定した供給を必要とする場合は、当該発注案件と同種のものについて相当の取扱実績があることを条件とする。
- b. 当該発注案件の履行に必要な技術的水準と同程度以上と認められる技術的水準の受注実績があることを条件とする。

③ 履行成績等

- a. 宇治市発注案件において納入物品等の品質が仕様書等に適合しない場合、著しく粗雑である場合には、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づき、指名停止等の措置を行う。

(2) 採用する入札・契約方式

- ① 物品等の供給に関しては、原則として、簡易公募型指名競争入札（見積）とする。ただし、当該案件の予算額が2000万円を超える場合は、原則として公募型指名競争入札を採用する。

郵便入札を実施する場合は、発注金額にかかわらず、発注案件毎に定めるものとする。

- ② 調達物品の多様化に対応するため、各案件ごとに入札・契約方式を検討し、百分率による競争やプロポーザル方式等の多様な入札・契約方式を採用する。

- ③ 市内に本店を有する者において履行が可能で、許可等により入札参加者を選定・指名できる場合は、その者を対象として競争を行うこととし、その場合は指名競争入札（見積）で行うこととする。ただし、登録者数が過剰に増加した場合及び調達可能な入札参加者を確認・選定できない場合は、公募型（簡易公募型を含む。）指名競争入札（見積）を採用す

る。

- ④ 緊急に物品等を調達する必要がある、市内に本店を有する者で調達可能な場合は、納入実績及び納入が可能であることが確認できている者を選定・指名して指名競争入札（見積）で行うことがある。
- ⑤ 複数の者から、安定した物品等の供給が必要な場合は、価格提示方式による随意契約を行うことがある。

(3) 運用にあたっての留意点

- ① 物品の調達にあたっては、大半が市販品の調達であり、納品で契約が完了するという特殊性に鑑み、供給が可能な範囲から調達することとし、資格審査の内容・方法等についても弾力的な運用を行う。
- ② 市内に本店を有するものにおいて調達が可能で、宇治市入札参加資格者名簿から競争環境が著しく損なわれることが無いことを確認できる場合は、市内に本店を有する者を対象とする。
- ③ 市内に本店を有するもので調達が不可能な場合、又は調達が可能であるが競争環境が著しく損なわれることが想定できる場合は、原則として地域要件を付さないこととする。ただし、頻繁に納入の必要がある場合や即時対応が必要な案件の場合等はその内容を案件ごとに審査し、地域要件を付すことがある。
- ④ 発注する案件の予算額が年商額を越える場合は、原則として選定・指名を行わない。なお、単価契約の場合は年間予定総額とする。ただし、市販品の大量購入等で容易に納入が可能な場合においては選定・指名を行う場合がある。
- ⑤ 契約の履行に際し、資格等が必要な場合は、資格等を参加申込時または見積書提出時に確認する。
- ⑥ 法令等が必要とする資格のない者を選定した場合や、公募型等で同様に資格のない者が参加申し込みをした場合は、参加資格のない者がした入札（見積）として扱う。
- ⑦ 契約希望者の商品発掘の努力に期待し、原則として参考商品を提示しての商品提案型とし、商品の指定については限定的に行う。
- ⑧ 担当課または支出費目の異なる複数の案件を一括して入札（見積）をすることがある。
- ⑨ 市が調達する物品等で、一括して交渉することが有利と認められる場合は、契約課においてとりまとめ、入札・契約手続きを行うことがある。

(4) 競争参加業者数の基準

- ① 指名競争入札に付す場合は、参加者を次の基準以上選定する。

a. 500万円以上	5社以上
b. 100万円から、500万円未満	3社以上
c. 100万円未満	2社以上

7. 役務の提供の運用基準及び発注基準

(1) 競争参加者の募集及び選定の基準

① 資格等

- a. 当該発注業務の履行にあたり、法令等により資格を有する者による執行が義務付けられている場合は、資格を有することを条件とする。
- b. 指名競争入札（見積）を行う場合は、当該発注業務に必要な有資格技術者が確保できると認められる者から選定する。
- c. 当該発注案件の履行にあたり、資格等が定められていない場合は、履行が可能であること、又は履行実績があることを条件とする。

② 受注実績等

- a. 安定した提供を必要とする場合は、当該発注業務と同種のものについて相当の履行実績があることを条件とする。
- b. 当該発注業務の履行に必要な技術的水準と同程度以上と認められる技術的水準の受注実績があることを条件とする。

③ 履行成績等

- a. 宇治市発注業務において成果品の品質が著しく低く、粗雑である場合には、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づき、指名停止等の措置を行う。

(2) 採用する入札・契約方式

- ① 役務の提供に関しては、原則として、発注する業務が履行可能な者を対象とした簡易公募型指名競争入札とする。ただし、当該案件の予算額が2000万円を超える場合は、原則として公募型指名競争入札を採用する。

郵便入札を実施する場合は、発注金額にかかわらず、発注案件毎に定めるものとする。

- ② 調査研究業務及び計画策定業務、システム開発等の業務については、新しい発想や専門的知識を必要とすることから、公募型プロポーザルを積極的に採用し、さらに各案件ごとに検討のうえ、業務執行体制提案型等の多様な入札・契約方式を採用する。

- ③ 市内に本店を有する者において履行が可能で、許可等により入札参加者を選定・指名できる場合は、その者を対象として競争を行うこととし、

その場合は指名競争入札（見積）で行うこととする。ただし、登録者数が過剰に増加した場合及び履行可能な入札参加者を確認・選定できない場合は、公募型（簡易公募型を含む。）指名競争入札を採用する。

- ④ 緊急に業務を委託する必要がある、市内に本店を有する者で履行が可能な場合は、履行実績及び履行が可能であることが確認できている者を選定・指名して指名競争入札で行うことがある。
- ⑤ 複数の者から、安定した役務の提供が必要な場合は、価格提示方式による随意契約を行うことがある。

(3) 運用にあたっての留意点

- ① 役務業務の発注にあたっては、業務実績等を重要な要素として運用する。
- ② 市内本店業者において履行可能な業務で、宇治市入札参加資格者名簿から競争環境が著しく損なわれることがないことを確認できる場合は、市内に本店を有する者を対象とする。
- ③ 市内に本店を有するもので履行が不可能な場合、又は履行が可能であるが競争環境が著しく損なわれることが想定できる場合は、原則として地域要件を付さないこととする。ただし、頻繁に役務の提供を受ける必要がある場合や即時対応が必要な案件の場合等はその内容を案件ごとに審査し、地域要件を付すことがある。
- ④ 発注する案件の予算額が年商額を越える場合は、原則として選定・指名を行わない。なお、単価契約の場合は年間予定総額とする。
- ⑤ 契約の履行に際し、資格等が必要な場合は、資格等を参加申込時または見積書提出時に確認する方法を採用する。
- ⑥ 法令等が必要とする資格のない者を選定・指名したが申し出なかった場合や、公募型等で同様に資格のない者が参加申し込みをした場合は、参加資格のない者がした入札として扱う。
- ⑦ 担当課または支出費目が異なるが、業務の内容が同一であると判断した場合は、複数の案件を一括して入札（見積）をすることがある。
- ⑧ 市が提供を受ける業務で、一括して交渉することが有利と認められる場合は、契約課においてとりまとめ、入札・契約手続きを行うことがある。

(4) 競争参加業者数の基準

- ① 指名競争入札に付す場合は、参加者を次の基準以上選定する。

a . 5 0 0 万円以上	5 社以上
b . 1 0 0 万円から、5 0 0 万円未満	3 社以上
c . 1 0 0 万円未満	2 社以上